

令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業
公募型プロポーザル方式募集要領

福島県警察（以下「県警察」という。）が実施する「令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、当公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）について、必要な事項を定めるものである。

1 公募型プロポーザル対象事業の概要

- (1) 事業件名
令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業
- (2) 事業の仕様等
県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャルの作成等
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (4) 見積限度額
21,587 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 公募型プロポーザル担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係
所在地 〒960-8686 福島県福島市杉妻町 5 番 75 号（6 階）
電話番号 024-522-2151（内線 3043）
FAX 024-524-0899
電子メールアドレス fp-bohan01@police.pref.fukushima.jp

3 公募型プロポーザル参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 経営の状況が著しく不健全でなく、適正な契約の履行が確保されると認められる者であること。

(6) 福島県税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 上記のほか、事業委託仕様書に規定する留意事項を全て満たせる者であること。

4 公募型プロポーザルに関する手続き

(1) 公募型プロポーザル提案書様式等の入手

公募型プロポーザル提案書様式等については、福島県警察本部のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送での配布は行わない。(https://www.police.pref.fukushima.jp)

(2) 質問の受付

質問は、質問書(様式5)により受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和7年6月6日(金)午後5時(必着)まで

イ 提出方法

郵送、電子メール又はFAXにより上記2担当課に提出すること。

ウ 回答方法

回答は、原則として電子メールによる。

なお、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県警察本部のホームページで公開する。

(3) 参加届出書の提出

参加者は、公募型プロポーザル参加届出書(様式1)に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和7年6月20日(金)午後5時(必着)まで

イ 提出方法

福島県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係に持参又は郵送で提出

(ア) 持参する場合は、土日、祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送する場合は、封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、書留郵便(福島県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係宛)にて令和7年6月13日(金)までに到着するように送付すること。

ウ 提出書類

参加者は、「令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業企画提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)」で定める書類を提出するものとする。

エ 留意事項

(ア) 企画提案書は、様式に従って作成すること。

(イ) 参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

- (㍑) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (㍒) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (㍓) 企画提案書は、参加届出書提出者1者につき1提案とする。
- (㍔) 提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。
- (㍕) 提出期限までに参加届出書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

なお、資格要件を満たすと判断された場合には、その結果を郵送により書面で通知する。それ以外の方法（口頭、電話、FAX、電子メール等）による通知依頼には応じない。

(4) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 参加届出書を提出しなかった者又は参加届出書に虚偽の記載を行った者による提案
- ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に提出者が企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた提案
- エ 1(4)に示す見積限度額の上限額を超える提案
- オ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）、又は第95条（錯誤）に該当する提案
- カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- キ 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない提案
- ク 企画提案を2提案以上した場合
- ケ プレゼンテーション審査当日に提出者又はその代理人が出席しなかった提案
ただし、各種感染症、交通事故、自然災害等の不測の事態により出席できなかった場合を除く

5 委託候補者の決定方法について

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、別途設置する「公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

(2) 最優秀企画提案者の選定

ア 審査委員会では、先に提出された企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーションを行い、各委員がつけた点数を合計し、総得点により総合順位をつけて最優秀企画提案者と次点企画提案者を選定するものとする。

なお、総得点が高点の場合には、委員長がつけた点数の高い者を上位とし、委員長が同点をつけた場合、副委員長がつけた点数の高い者を上位とする。

副委員長が同点をつけた場合、くじにより順位を決定する。

イ 最上位企画提案者の総得点が満点の6割に満たない場合には、最優秀企画提案者として選定しないこととする。次点企画提案者についても同様とする。

ウ 参加者が1者のみの場合、その者の企画提案書の総得点が7割以上であれば、最優秀企画提案者として選定する。

エ 最優秀企画提案者がいない場合又は参加者がいない場合は、再度、参加者を募

集する。

オ プレゼンテーションへの出席は2名以内とする。

カ プレゼンテーションにおいては、提出した企画提案書をもとに説明（動画不可、30分以内）を行うものとし、その後、審査委員からの質疑応答（10分）を行う。

キ プレゼンテーションに際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

(3) 審査の評価基準

評価項目		評価の視点	採点	加算率	得点
			1・2・3・4・5 劣 普通 優		
企画提案内容の評価	コンセプト	詐欺被害に遭わない、犯罪行為に加担しない意識を高め、防犯意識向上等を図る目的を達成できる技術力や創造性が反映されているか。	1・2・3・4・5	× 5	/25
	構成の工夫	出演者、音楽、構成等がわかりやすく、広汎性・継続性を期待できる内容であるか。また、身近に潜む危険性を強く印象づけるインパクトのある内容になっているか。	1・2・3・4・5	× 5	/25
	演出の工夫	高齢者をはじめとする幅広い年代に受け入れられる内容か。 興味を持って最後まで見続けられる工夫が施された内容となっているか。	1・2・3・4・5	× 5	/25
	媒体の工夫	効果が期待できる媒体、広報時間帯、広報回数、ターゲットが選択され、事業目的を達成するにふさわしい選択理由となっているか。	1・2・3・4・5	× 5	/25
	プレゼンテーション	プレゼンテーションの提案力及び分かりやすさ。	1・2・3・4・5	× 5	/25
実施体制等	実施体制	役割分担を明確にし、迅速で円滑に実施できる体制となっているか。 また、役職名・氏名等が具体的に示されているか。	1・2・3・4・5	× 1	/5
	スケジュール	確実に期限を遵守し実施可能な余裕あるスケジュールとなっているか。	1・2・3・4・5	× 1	/5
価格評価	見積価格	見積価格の合計に応じ、次式により点数化する（小数点以下第2位を四捨五入）。 価格点＝基礎点5点×（1－提案価格（消費税及び地方消費税の額を除く）÷（予算額上限額×100/110））			/5
総 合 評 価 点					/140

(4) 参加者への審査結果の通知

最優秀企画提案者及び次点企画提案者を選定した後、各参加者へ審査結果について、速やかに文書で通知するものとする。

6 公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合は、令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業公募型プロポーザル参加辞退届出書（様式6）を上記2担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 最優秀企画提案者を委託候補者とするものとする。

イ 本事業の事業委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに、県警察と委託候補者との協議により作成するものとする。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、その者の委託候補者の決定を取消し、次点企画

提案者を委託候補者として決定し、協議を行うものとする。

ウ 県警察は協議が整った場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続きにより委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する。

8 公募型プロポーザルの公正確保について

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 スケジュール

(1) 6月6日（金）質問書の提出期限

(2) 6月20日（金）参加届出書の提出期限

(3) 7月4日（金）プレゼンテーション

(4) 7月28日（月）契約（予定）

(5) 10月1日（水）テレビ放映開始

10 その他

(1) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。

(2) 参加者が県警察に提出した書類は返却しない。

令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業企画提案書等作成要領

この「企画提案書等作成要領」は、令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業委託業務に係る委託候補者の決定に関し、公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、別添の「公募型プロポーザル方式募集要領」及び「委託仕様書」を確認の上、本作成要領により必要な書類を提出するものとする。

1 提出する書類

(1) 企画提案書

ア 様式

任意とし、日本産業規格A4判とする。ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

なお、表紙には、令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業企画提案書（様式2-1）を使用すること。

イ 盛り込むべき内容

(ア) 実施体制図（事業の取組体制や事務局の人員配置体制等）

※ 実施体制において、他の事業者等に再委託（下請けを含む）をする場合はその旨を受託後の実施体制図（様式2-2）に明記すること。

(イ) 委託業務全体のスケジュール計画

(ロ) コマーシャル動画の具体的な制作イメージ（撮影場所の例、撮影方法、動画の構成、ターゲット層に対する訴求方法等）

※ イメージは、1つのテーマに対して最大2パターンまでとする。

(エ) コマーシャルの放送計画

(オ) ポスターの制作イメージ（ポスターの構図、サイズ等）

(カ) その他、目的を達成するための独自提案

ウ 分量

分量は片面25ページ以内（表紙、目次は含めない。）とすること。

(2) 実績一覧表

実績一覧表（様式2-3）に、コマーシャル、ガイドブック、パンフレット等の制作業務を受託し行った実績を記載すること。

※ 過去2年間の実績を優先して記載すること。

(3) 見積書

様式は任意とし、積算内訳も記載すること。

大きさは日本産業規格A4判とする。

(4) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

提出日3か月以内に発行されたものを添付すること。

(5) 会社概要が分かる書類

会社の所在地、設立年月日、資本金、直近の年間売上、従業員数、主な業務内容等を記載すること。

会社概要の分かるパンフレット等の提出に代えることも可とする。

2 提出部数

正本1部、副本（コピー）6部

公募型プロポーザル参加届出書

令和 7 年 月 日

福島県警察本部長 様

住所
事業所名
代表者役職・氏名

担当部署
氏 名
電 話
F A X

令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり指定の書類を添えて企画提案書を提出します。

なお、募集要領に示す資格要件の全てを満たし、下記事項に相違なく、かつ、提出書類の記載事項は全て事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しません。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ている者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

4 福島県の県税を滞納していません。

5 消費税及び地方消費税を滞納していません。

提出書類

- ☐ 令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業企画提案書（様式2-1）
- ☐ 役員一覧（様式3）
- ☐ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式4）
- ☐ 定款の写し
- ☐ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ☐ 直近3事業年度の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）
- ☐ 会社概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）

※ ☐（チェック欄）を活用し、送付漏れ等に留意してください。

様式 2 - 1

令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業企画提案書

福島県警察本部長 様

郵便番号
住所
商号又は名称

代表者職・氏名

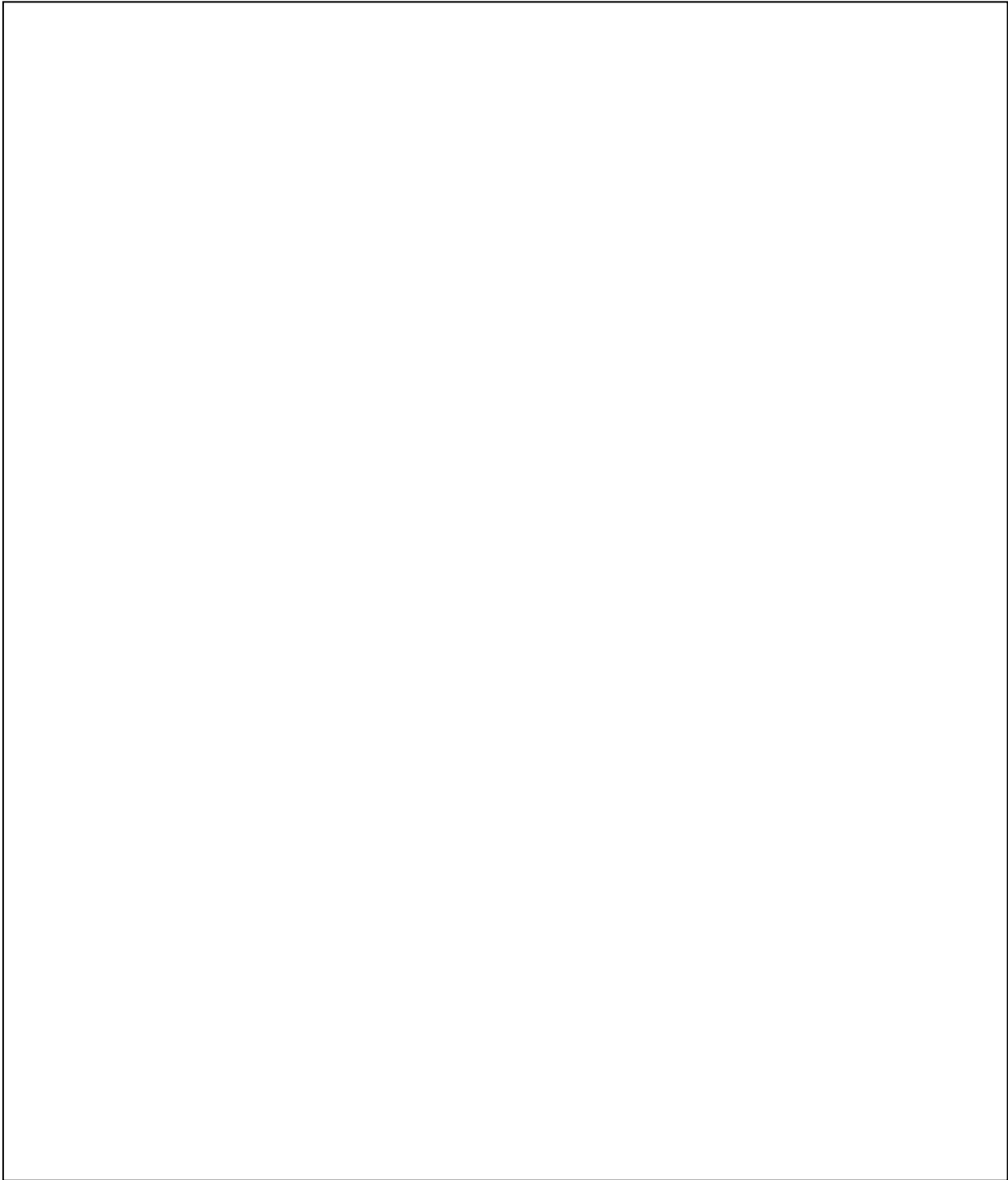
作成担当者
電話番号

福島県警察が実施する令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業公募型プロポーザルに参加したいので、下記指定の書類を添えて企画提案書を提出します。
記

添付書類

- 1 企画提案書
- 2 受託後の実施体制図（様式 2 - 2）
- 3 実績一覧表（様式 2 - 3）
- 4 見積書

受託後の実施体制図



記載上の注意

- 表示の仕方は任意とするが、次の点について留意し記載すること。
- 1 用紙のサイズは、日本産業規格 A 4 縦とする。
 - 2 本社、支社、営業所等を図示すること。また、担当者、電話番号等も明記すること。

実績一覧表

事業者名 _____

実施期間	実施概要	
年 月 日	事業名	
	委託者名	
	契約金額	
	(事業内容)	
年 月 日	事業名	
	委託者名	
	契約金額	
	(事業内容)	
年 月 日	事業名	
	委託者名	
	契約金額	
	(事業内容)	

コマーシャル、ガイドブック、パンフレット等の制作業務を受託し行った実績を記載すること。

様式 3

事業者名

役 員 一 覧

[illegible]

※この情報は、募集要領「3 公募型プロポーザル参加者の資格要件」の確認のため必要となります。
個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

様式 3

事業者名

福島 一郎

個人事業主も代表

役 員 一 覧

[illegible]

※この情報は、公募要領第3応募要件の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

様式 4

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県警察本部長 様

- 1 私は、自己又は自社の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者）（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の事業を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和7年 月 日

所在地
団体等名
代表者名

質 問 書

事 業 者 名 等 _____

質問に関する責任者氏名 _____

電 話 番 号 _____

E - m a i l _____

令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

- ※ 令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時必着
宛先 福島県福島市杉妻町 5 番 75 号 福島県警察本部生活安全企画課
F A X 024-524-0899
E-mail fp-bohan01@police.pref.fukushima.jp
- ※ 送信後は、電話（024-522-2151、内線3043）まで着信確認ください。
（開庁時間：土日祝日を除く 8:30～17:15）

様式 6

令和 7 年 月 日

福島県警察本部長 様

住所
事業所名
代表者職・氏名
(担当部署 氏名)

令和 7 年度県民を詐欺から守る広報啓発商業公募型プロポーザル参加辞退届出書
令和 7 年 月 日付けで届出しました標記公募型プロポーザルへの参加について
は、下記の理由により参加を辞退したいので、届け出ます。

記

理由

参考様式

見積書

令和7年 月 日

福島県警察本部長 様

住所
事業所名
代表者職・氏名

記

- 1 事業名
令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業

- 2 見積金額 円（税抜）

- ### 3 内訳

(単位：円)

	金額
見積金額（税抜）	
消費税及び地方消費税の額	
合計	

【本件責任者名：_____】
 【本件担当者名：_____】
 【連絡先：_____】

※ 見積金額の積算内訳を添付すること（様式自由）。

福 島 県 警 察

令和 7 年度県民を詐欺から守る

広報啓発コマーシャル事業

令和 7 年 6 月

福島県警察本部

令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業委託仕様書

1 事業目的

県民を詐欺から守る総合対策の一環として、テレビコマーシャル等を活用した広報啓発を行い、県民のなりすまし詐欺等に対する防犯意識の向上及び犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトは犯罪行為という意識付けを図ることで、詐欺被害防止や安易に犯罪行為に加担させないことを目的とする。

2 委託業務の内容

県民を詐欺から守るため、犯行手口及び被害防止対策、犯罪実行者募集情報に応募し、犯罪行為に加担させないことの周知徹底を図るテレビコマーシャル等に関する下記プロデュース業務を行う。

(1) テレビコマーシャルの制作・放映

ア 県民をターゲットにしたインパクトのあるコマーシャルとする。

イ コマーシャルの長さは15秒とする。

ウ コマーシャルには、BGM・音響効果を入れる。

エ コマーシャルのテーマは以下の2パターンとする。

(ア) なりすまし詐欺被害防止対策について

手口の内容は「警察官かたりのオレオレ詐欺」とする。

(イ) 犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトに応募させない対策について

犯罪実行者募集情報をもとに犯罪行為へ加担させることを防ぐものとする。

※ 犯行手口等の詳細は、福島県警察SNS、警察庁ホームページ公開動画等を参照

(2) 放映枠の調整・確保

ア 上記(1)エ(ア)については、令和8年3月31日までの県内におけるテレビ放映計画（局、時間帯、回数）を作成する。

イ 上記(1)エ(イ)については、令和8年3月31日までの県内におけるTVerでの放映計画（表示回数等）を作成する。

ウ 上記(1)エについて、SNSでのバナーを活用したターゲティング広告での放映計画（表示回数等）を作成する。

(3) ポスター、チラシの制作

上記(1)エ(ア)に関しては、官公庁、スーパー等で使用するポスターで合計2,000部（B2：300部、A2：1,700部）、上記(1)エ(イ)に関しては街頭等で配布するチラシで25,000枚（A4）

(4) その他、(1)から(3)に掲げる業務に附帯する業務で、委託者が必要に応じ指示する業務

3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 映像はアニメーション又は実写（著名人等）のいずれも可とする。なお、著名人起用の場合は、契約期間後の映像等の継続使用が可能であること。（著名人起用の場合は、報道などでの肖像権について問題をクリアしていること。福島県警オリジナルの「なりすまし詐欺」被害防止広報用マスコットキャラクター「カクニンジャー福くん」の使用も可とするが、声入れは不可とする。）

- (2) テレビコマーシャルは1つのテーマにつき最大2パターンとする。
 - ※ 2パターンの場合は、どちらが採用されても金額を同一にすること。
- (3) コマーシャル内容を反映したポスター、チラシを制作すること。
- (4) 受託者は、コマーシャルの制作に当たっては委託者と協議を行い、進捗状況について委託者に報告すること。また、委託者又は受託者が必要と認める時期に必要な打ち合わせを行うこと。
- (5) 委託者は、実用があると認めるときは、受託者と協議の上業務内容を変更することができる。ただし、軽微な変更の場合は、契約金額の変更を行わない。
- (6) 受託者は、本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (7) 本業務の実施により制作された成果物及び資料並びにその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として成果物及び資料を提出したときをもって受託者から委託者に移転することとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

委託業務契約書

業 務 名 令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業

契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

委 託 期 間 着 手 令和7年 月 日
履行期限 令和8年3月31日

契約保証金 金 円

上記の業務委託について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙「令和7年度県民を詐欺から守る広報啓発コマーシャル事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して、書面により別に定めるものとする。

(指示等の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項の規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(権利業務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を、甲の承諾なしに、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、この契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
- 4 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。
- 5 甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 乙は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 甲は、成果品が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 乙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 乙は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

（委託業務処理状況の報告等）

- 第6条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

- 第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災、その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長期日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要が生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅滞利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく完了届に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に提出された成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項により命じられた補正を完了したときは、甲に第1項の完了届に準じて補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

5 成果品が検査に合格した日をもって業務の終了とする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰する事由により、前項による代金の支払いが遅延した場合には、乙は甲に、支払遅延金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

4 甲は、委託業務終了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

5 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、甲乙協議の上、委託業務の進行及び実施量に応じて委託料の一部を前金払することができる。

6 乙は、前項の規定により、前金払を請求しようとするときは、前金払請求書及び委託業務の進行及び実施量を証するものを甲に提出するものとする。

7 甲は、前項の規定により乙の提出する前金払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 乙は、契約金額の減額又は第13条に規定する契約の解除がなされたとき、第5項の規定により支払いを受けた委託料の額が、契約金額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その成果品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して成果品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は成果品の修補、代金の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 前号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者をいう。）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし天災地変、不可抗力等乙の責めに帰することのできない事由による解除の

場合は、この限りではない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合には、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止」）という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反命令があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合にお

いて、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（資料等の提供及び返還）

第17条 甲は、乙に対して委託業務の履行に必要な資料、情報等を貸与するものとする。

2 乙は、委託業務の履行上不要となった資料、情報等があるときは、これを遅滞なく甲に返還しなければならない。

（資料等の管理）

第18条 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を甲の承諾を得ず、複写若しくは複製をしてはならない。

（秘密の保持）

第19条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（個人情報の保護等）

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（関係書類の整備）

第21条 乙は、委託業務に係る関係書類及び帳簿を備え付け、これを5年間保存しなければならない。

（契約外の事項）

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第23条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県
福島県警察本部長 森末 治

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記

録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託に伴う措置)

第12 乙は、第4条に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責め

に帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。